

## 能登半島地震後の輪島市における持続可能性

早稲田大学地域社会と危機管理研究所研究協力者 野坂 真

### 1 はじめに

本稿では、次に挙げる三点について見ていく。

1. 震災後の輪島市における民宿業の状況
  2. 震災後の輪島市に漆器産業の状況
  3. 今後の輪島市において必要なこと
- 1.および 2.が事例報告と事例への考察、3.が結論となる。

結論から述べると、現在の輪島市においては「持続可能な地域社会をいかに創るかを議論していくこと」が必要であると筆者は考える。

輪島市には農山漁村ばかりでなくかつて観光等で賑わった市街地があり、多様な地域社会が含まれる。しかしどの地域社会においても、「持続可能な地域社会をいかに創るか」が非常に重大な課題となっている<sup>1</sup>。農山漁村<sup>2</sup>（門前地区<sup>3</sup>の大部分、輪島市の南部および港湾部）では集落そのものの持続可能性が問題となっている。市街地では産業（露天商および旅館・民宿業など観光に関わる産業、漆器産業）の持続可能性が問題となっている。これらの問題は、能登半島地震が起こる以前より地域内にあった。農山漁村での問題は1960年代から顕在化し始めたとして輪島市南部の集落に住む農家は語る。1960年代より、集落内で農家の数が目に見えて減り始めたのであるという<sup>4</sup>。市街地での問題はいわゆるバブル崩壊以降に顕在化し始めたという。長期的な不況の中で観光および漆器にあてる消費が全国的に落ち込んだことが背景にあると、関係者（輪島市職員、輪島市朝市組合職員、輪島漆器商工業漆器組合職員等）は語る。

能登半島地震は、地域が内包していた課題を顕在化させた。たとえば、門前地区内にある道下地区では、空き家跡の残る集落をいかに整備するかが問題になっているが、まちづくりについて議論しているのは、町会長や区長といった役職に就いている人々ばかりである。住民の多くはまちづくり計画の策定に参加していないと区長は語る。社会福祉協議会の職員によれば、町会長や区長といった役職に就いている人々自身もまちづくり以外に多くの仕事を抱えているという。十分にまちづくりについて議論するのが難し

<sup>1</sup> 2010年2月27日、輪島市門前会館において、金沢大学能登半島地震学術調査部会による平成21年度末の報告会が行われた。報告会におけるテーマは、「住み続けられる地域を創る」というものであった。金沢大学能登半島地震学術調査部会は、2007年4月5日、能登半島地震の発生を受けて金沢大学内に設置された。過去の学術調査研究の報告や将来の復興や防災に役立つ情報などを学外に発信することを目的としている。自然科学、人文科学双方の視点から能登半島地震を調査している。

<sup>2</sup> ただし、輪島市の港湾部（輪島崎町、海士町）では、祭りの担い手不足や漁業の不振という問題を抱えているが、漁業の後継者不足という問題は今のところない。輪島市職員だけでなく輪島崎町の住民も、「地元漁師の8割には後継者がいる」と述べている。輪島市市民課の資料によれば、旧輪島市における全人口に占める65歳以上の人口は、平成21年（2009年）時点で32.8%であったが、輪島崎町では26.3%、海士町では24.7%であった。理由は調査中である。

<sup>3</sup> 2006年に旧輪島市と旧門前町（現輪島市の西側にあたる地域）とが合併して現在の輪島市になった。

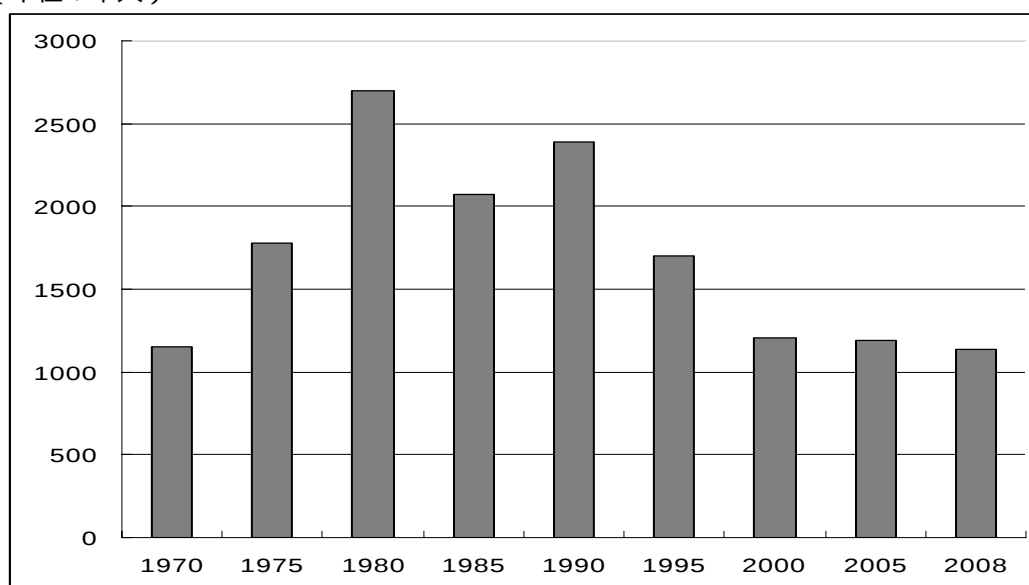
<sup>4</sup> 聞き取りを行った農家の女性が住む集落では、1950年代に50軒あった農家が、1980年代には15軒にまで減少したという。

いという現状がある<sup>5</sup>。また、輪島市の市街地では、震災後の長期的な宿泊客数の減少をきっかけにして、旅館では4軒、民宿では2軒が廃業していることが分かっている<sup>6</sup>。廃業の根本的な原因は、バブル崩壊以降の売上減少と後継者の不在にあるのであるが、能登半島地震によって問題が顕在化した形である。旧輪島市への入込客数および宿泊客数の推移を図1に、2006年と2007年の比較を図2に示す。

一方で、能登半島地震は地域が内包する問題解決能力も顕在化させた。たとえば、門前地区にある道下地区では、震災発生直後の安否確認に一般の住民が自発的に参加していたという。安否確認への自発的な参加は、前年度に実施された防災訓練の中では行われておらず、輪島市復興支援室の担当者や道下地区の総区長は「地域の結束力が強いからできた」と評価している。また、輪島市の市街地では、震災発生から17日後（2007年4月11日）に朝市が再開されたが、早期再開に向けて輪島市朝市組合が尽力した。朝市組合では、震災以前から露天商店と商店街周辺の商店および住民との間で意見調整を行ってきた。その経験が震災後に朝市の早期再開を目指すうえで役立ったと朝市組合の職員は語った。

以上のように、能登半島地震によって地域社会が抱えてきた問題および問題解決能力が顕在化したことが分かる。輪島市において震災後に顕在化した問題を総合すると、先述のように、「持続可能な地域社会をいかに創るか」が非常に重大な課題となっているといえる。しかし、個々の問題には個々の背景がある。個々の背景を踏まえ、個々の問題に対する改善方法（多くの場合、地域に内包する問題解決能力をベースにしたものになるであろう）を見出す必要がある。そこで以降では、輪島市における民宿業および漆器産業という二つの事例について、詳しく見ていく。

（単位：千人）

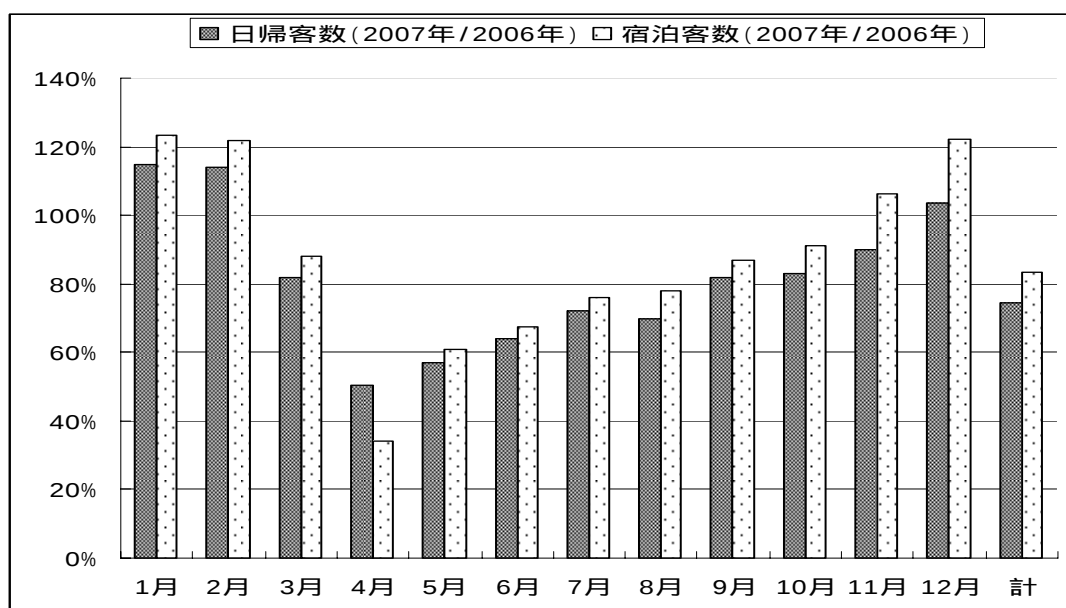


輪島市産業部観光課の資料より作成

図1 旧輪島市における入込客数の推移

<sup>5</sup> 無論、いくつかの集落は今後閉じなければならなくなるであろう。しかし現状では、集落を閉じないようにするにはどうすべきかという議論を行う場や、集落を閉じることを住民に納得させるための議論を行う場を用意することさえ難しいのではないだろうか。

<sup>6</sup> 旅館の廃業軒数については輪島市朝市組合より、民宿の廃業軒数については輪島市観光民宿組合より聞き取った。



輪島市産業部観光課の資料より作成

図2 輪島市の日帰客数と宿泊客数 (2007年/2006年)

## 2 能登半島地震の概要

### (1) 被害の概要

能登半島地震は、2007年3月25日(日)9時41分頃に発生した。震源は輪島市西南西沖(M6.9)である。県の報告によると、県全体の道路の通行止めは、ピーク時(2007年3月25日)で18路線24ヶ所であった。能登有料道路の徳田大津IC～穴水IC間で一時通行止めとなったが、2007年4月27日に迂回路を作って暫定開通し、11月30日に全線復旧した。2009年11月1日に一般国道249号の八世乃洞門が復旧し、震災復旧工事は完了した。溝部(2008:6)の報告によると、電力は3月26日に、水道は輪島地区が4月3日に、門前地区が4月7日に復旧した。電話の発信規制は、25日15時30分までにすべて解除された。避難所は3月25日から5月2日まで、仮設住宅は5月2日から2009年3月まで設置されていた。

表1は、能登半島地震の被害状況を、他の震災と比較したものである。表2は、被害のあった石川県内市町における人的被害と住家への被害をまとめたものである。図3は、石川県の地図に震源と観測された震度を書き込んだものである。

表1 被害状況の比較

|           | 能登半島地震 | 新潟県中越地震  | 阪神・淡路大震災 |
|-----------|--------|----------|----------|
| マグニチュード   | 6.9    | 6.8      | 7.3      |
| 死者        | 1人     | 68人      | 6434人    |
| 負傷者       | 115人   | 4,795人   | 約43,792人 |
| 住宅全壊      | 503棟   | 3175棟    | 104,906棟 |
| 住宅半壊・一部損壊 | 7,679棟 | 117,571棟 | 390,506棟 |
| 避難所の開設期間  | 40日    | 57日      | 216日     |
| ピーク時の避難者数 | 2624人  | 103,178人 | 319,638人 |

新潟県(2008) 溝部(ibid.) 宮入(2007)より作成

表2 能登半島地震における石川県内の被災市町の被害概要

|       | 最大震度（本震） | 人的被害（人） |     |     | 住家被害（棟） |       |        |
|-------|----------|---------|-----|-----|---------|-------|--------|
|       |          | 死者      | 重傷者 | 軽症者 | 全壊      | 半壊    | 一部損壊   |
| 七尾市   | 6 強      |         | 24  | 103 | 67      | 297   | 7,285  |
| 輪島市   | 6 強      | 1       | 46  | 69  | 513     | 1,086 | 9,988  |
| 珠洲市   | 5 強      |         |     | 3   |         |       | 673    |
| 加賀市   | 4        |         |     |     |         |       | 6      |
| 羽咋市   | 5 弱      |         |     | 1   | 3       | 13    | 142    |
| かほく市  | 5 弱      |         |     |     | 3       | 2     | 18     |
| 白山市   | 4        |         |     |     |         |       | 1      |
| 津幡町   | 4        |         |     | 1   |         |       | 2      |
| 志賀町   | 6 弱      |         | 10  | 27  | 15      | 215   | 3,384  |
| 宝達志水町 | 5 弱      |         |     |     |         | 3     | 26     |
| 中能登町  | 6 弱      |         | 3   |     | 3       | 7     | 1,959  |
| 穴水町   | 6 強      |         | 3   | 36  | 79      | 100   | 2,318  |
| 能登町   | 6 弱      |         | 2   | 10  | 1       | 10    | 1,130  |
| 石川県計  |          | 1       | 88  | 250 | 684     | 1,733 | 26,932 |

「石川県消防防災 web」より作成

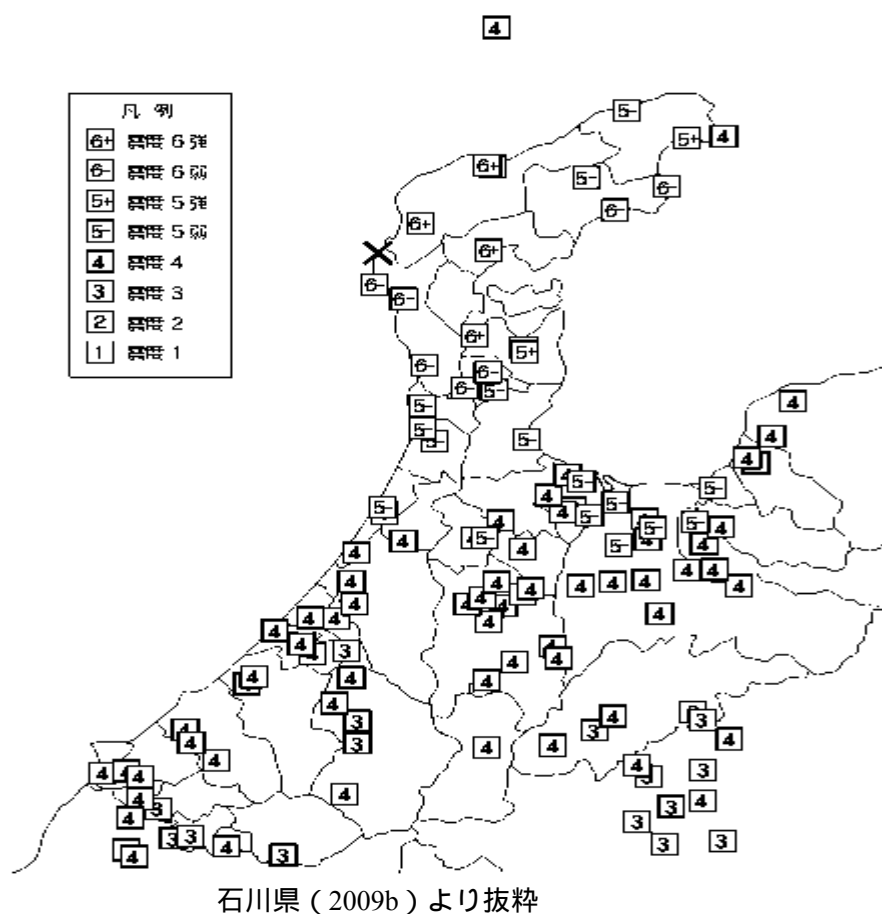


図3 能登半島地震の震源と最大震度の分布（市町別）

(2) 能登半島地震において導入された主な支援制度

能登半島地震において導入された主な支援制度は、次に挙げる四つである(表3)。表4は、住宅の補修や再建のために用意された支援メニューをまとめたものである。表5は、「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」(以下、「企業復興基金」)によって行われている支援事業の概要である。その他、農協による建物公債が住宅再建のさいに役立ったという意見も、道下区の総区長への聞き取りの中で聞かれた。

表3 能登半島地震において導入された主な支援制度の一覧

|                            | 住宅再建への適用 | 商店等再建への適用 | まちづくり、地域復旧等への適用 | 概要                                                                                                 |
|----------------------------|----------|-----------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 被災者生活再建支援法に基づく支援金(国からの支援金) | ○        | ×         | ×               | 2007年12月に改正した同法を遡及適用。                                                                              |
| 条例に基づく支援金(県からの支援金)         | ○        | ×         | ×               | 国からの支援金に上乗せする目的で設置。                                                                                |
| 能登半島地震復興基金                 | ○        | ×         | ○               | 被災者生活再建支援法による支援からあぶれる被災者を救済する目的で、2007年8月設置。管理団体は財団法人能登半島地震復興基金(石川県の関連機関が主な構成員)。財源はすべて県債。           |
| 石川県能登半島地震被災中小企業復興支援基金      | ×        | ○         | ○               | 産業支援に特化した基金。2007年8月設置。管理団体は、石川県産業創出支援機構(ISICO)。財源は国(中小企業基盤整備機構)による県への無利子貸付金が8割、県の一般会計からの無利子貸付金が2割。 |
| 義捐金                        | ○        | ×         | ×               | 公募のものに限る。                                                                                          |

表 4 各種支援金被害別金額

|                           |      | 国からの支援金        |                 | 県からの支援金 |           |           | 支援金合計     | 復興基金      | 義援金       | 合計<br>(最大) |
|---------------------------|------|----------------|-----------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
|                           |      | 一時金<br>(旧生活関係) | 建築費等<br>(旧居住関係) | 生活関係経費  | 居住関係経費    | 上乗せ経費     |           | まちづくり支援   |           |            |
| 全壊<br>(新築、購入)             | 単身以外 | 1,000,000      | 2,000,000       |         |           | 1,000,000 | 4,000,000 | 2,000,000 | 1,700,000 | 7,700,000  |
|                           | 単身   | 750,000        | 1,500,000       |         |           | 750,000   | 3,000,000 |           |           | 6,700,000  |
| 全壊<br>(修理)                | 単身以外 | 1,000,000      | 1,000,000       |         |           | 1,000,000 | 3,000,000 | 2,000,000 | 1,700,000 | 6,700,000  |
|                           | 単身   | 750,000        | 750,000         |         |           | 750,000   | 2,250,000 |           |           | 5,950,000  |
| 全壊<br>(賃貸住宅入居)            | 単身以外 | 1,000,000      | 500,000         |         |           | 1,000,000 | 2,500,000 |           | 1,700,000 | 4,200,000  |
|                           | 単身   | 750,000        | 375,000         |         |           | 750,000   | 1,875,000 |           |           | 3,575,000  |
| 大規模半壊<br>(別の場所に<br>新築、購入) | 単身以外 | 500,000        | 2,000,000       | 500,000 |           | 500,000   | 3,500,000 | 1,200,000 | 850,000   | 5,550,000  |
|                           | 単身   | 375,000        | 1,500,000       | 375,000 |           | 375,000   | 2,625,000 |           |           | 4,675,000  |
| 大規模半壊<br>(修理)             | 単身以外 | 500,000        | 1,000,000       | 500,000 |           | 500,000   | 2,500,000 | 1,200,000 | 850,000   | 4,550,000  |
|                           | 単身   | 375,000        | 750,000         | 375,000 |           | 375,000   | 1,875,000 |           |           | 3,925,000  |
| 大規模半壊<br>(賃貸住宅入居)         | 単身以外 | 500,000        | 500,000         | 500,000 |           | 500,000   | 2,000,000 |           | 850,000   | 2,850,000  |
|                           | 単身   | 375,000        | 375,000         | 375,000 |           | 375,000   | 1,500,000 |           |           | 2,350,000  |
| 半壊解体<br>(新築、購入)           | 単身以外 | 1,000,000      | 2,000,000       |         |           | 1,000,000 | 4,000,000 | 2,000,000 | 1,700,000 | 7,700,000  |
|                           | 単身   | 750,000        | 1,500,000       |         |           | 750,000   | 3,000,000 |           |           | 6,700,000  |
| 半壊解体<br>(賃貸住宅入居)          | 単身以外 | 1,000,000      | 500,000         |         |           | 1,000,000 | 2,500,000 |           | 1,700,000 | 4,200,000  |
|                           | 単身   | 750,000        | 375,000         |         |           | 750,000   | 1,875,000 |           |           | 3,575,000  |
| 半壊解体<br>(なにもしない)          | 単身以外 | 1,000,000      |                 |         |           | 1,000,000 | 2,000,000 |           | 1,700,000 | 3,700,000  |
|                           | 単身   | 750,000        |                 |         |           | 750,000   | 1,500,000 |           |           | 3,200,000  |
| 半壊<br>(修理)                | 単身以外 |                |                 | 500,000 | 1,000,000 | 500,000   | 2,000,000 |           | 850,000   | 2,850,000  |
|                           | 単身   |                |                 | 375,000 | 750,000   | 375,000   | 1,500,000 |           |           | 2,350,000  |
| 宅地被害に<br>よる解体<br>(新築、購入)  | 単身以外 | 1,000,000      | 2,000,000       |         |           |           | 3,000,000 | 2,000,000 | 30,000    | 5,030,000  |
|                           | 単身   | 750,000        | 1,500,000       |         |           |           | 2,250,000 |           |           | 4,280,000  |
| 宅地被害に<br>よる解体<br>(賃貸住宅入居) | 単身以外 | 1,000,000      | 500,000         |         |           |           | 1,500,000 |           | 30,000    | 1,530,000  |
|                           | 単身   | 750,000        | 375,000         |         |           |           | 1,125,000 |           |           | 1,155,000  |
| 宅地被害に<br>よる解体<br>(なにもしない) | 単身以外 | 1,000,000      |                 |         |           |           | 1,000,000 |           | 30,000    | 1,030,000  |
|                           | 単身   | 750,000        |                 |         |           |           | 750,000   |           |           | 780,000    |
| 一部損壊                      |      |                |                 |         |           |           |           |           | 30,000    | 30,000     |

※半壊解体は大規模半壊解体を含む

は限度額のため個別で支援額が変更になる

輪島市復興支援室の資料から抜粋

表5 「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」の支援事業一覧（2008 年度版）

1 地場産業復興支援事業

激甚災害の地区指定を受けた本市において、特に大きな被害を受けた産業で、放置すれば消滅するおそれのある業種（輪島漆器、輪島市酒造業、商店街）の復旧・復興を図るため、行政、商工会議所・商工会及び関係機関で構成する復興委員会に対して、復興計画の策定、復興計画に基づくハード・ソフトの両事業への助成を行う。

| 項 目     |                    | 輪 島 漆 器                                                                                                                           |                |                        | 商 店 街                                                                                                                                                                              |                                                |                      | 酒 造 業                                                                                                             |                |                                                |  |  |  |
|---------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------|--|--|--|
| 補 助 対 象 |                    | 市・商工会議所・輪島漆器商工業協同組合及び漆器関係者で構成する「輪島漆器震災復興支援委員会」で、輪島漆器復興に向けた今後5年間の復興計画を策定し、計画に基づいて取り組む事業所の復旧等のハード事業、及びハード事業と併せて行う復興のためのソフト事業に対して助成。 |                |                        | 市・商工会議所又は商工会・半壊以上の店舗が概ね10%以上の商店街で構成する復興委員会、商店街の復興に向けた今後5年間の復興計画を商店街単位で策定し、計画に基づいて取り組むハード事業、及びハード事業と併せて行う復興のためのソフト事業に対して助成。<br>総持寺通り復興委員会、新橋まちなみ復興委員会、輪島市本町商店街復興委員会、輪島市まんなか商店街復興委員会 |                                                |                      | 市・商工会議所・酒造業界で構成する「輪島市酒造業復興委員会」で、酒造業の復興に向けた今後5年間の復興計画を策定し、計画に基づいて取り組む事業所の復旧等のハード事業、及びハード事業と併せて行う復興のためのソフト事業に対して助成。 |                |                                                |  |  |  |
| 支 援 事 業 | 復興計画策定・復興委員会運営助成   | 補助限度額                                                                                                                             | 初 年 度<br>2～5年目 | 2,000千円／年<br>1,000千円／年 | 補助限度額                                                                                                                                                                              | 初 年 度<br>2～5年目                                 | 1,000千円／年<br>500千円／年 | 補助限度額                                                                                                             | 初 年 度<br>2～5年目 | 1,000千円／年<br>500千円／年                           |  |  |  |
|         | 個別企業の事業用施設・設備復旧費助成 | 補 助 率                                                                                                                             | 2／3            |                        | 補 助 率                                                                                                                                                                              | 2／3                                            |                      | 補 助 率                                                                                                             | 2／3            |                                                |  |  |  |
|         |                    | 補助限度額                                                                                                                             | 全 壊            | 2,000千円／業者             | 補助限度額                                                                                                                                                                              | 全 壊                                            | 2,000千円／業者           | 補助限度額                                                                                                             | 全 壊            | 2,000千円／業者                                     |  |  |  |
|         |                    |                                                                                                                                   | 半 壊            | 1,000千円／業者             |                                                                                                                                                                                    | 半 壊                                            | 1,000千円／業者           |                                                                                                                   | 半 壊            | 1,000千円／業者                                     |  |  |  |
|         |                    | ※50,000千円以上の投資<br>→上記補助金に3,000千円を上乗せ                                                                                              |                |                        | ※50,000千円以上の投資<br>→上記補助金に3,000千円を上乗せ                                                                                                                                               |                                                |                      | ※50,000千円以上の投資<br>→上記補助金に3,000千円を上乗せ                                                                              |                |                                                |  |  |  |
|         | 共同施設の整備・復旧費助成      | 対 象 事 業                                                                                                                           | 精漆工場、漆器会館の修繕   |                        | 対 象 事 業                                                                                                                                                                            | コミュニティ施設・共同施設の整備・修繕                            |                      |                                                                                                                   |                |                                                |  |  |  |
|         |                    | 補 助 率                                                                                                                             | 2／3            |                        | 補 助 率                                                                                                                                                                              | 2／3                                            |                      |                                                                                                                   |                |                                                |  |  |  |
|         |                    | 補助限度額                                                                                                                             | 30,000千円       |                        | 補助限度額                                                                                                                                                                              | 3,000千円                                        |                      |                                                                                                                   |                |                                                |  |  |  |
|         | 事 業                | 商店街仮設店舗設置費助成                                                                                                                      |                |                        |                                                                                                                                                                                    | 補 助 率                                          | 3／4                  |                                                                                                                   |                |                                                |  |  |  |
|         |                    | 保管庫借上費助成                                                                                                                          | 補助限度額          | 1,000千円／年              |                                                                                                                                                                                    | 補助限度額                                          | 1,000千円／年            |                                                                                                                   | 補助限度額          | 1,000千円／年                                      |  |  |  |
| 助 成 期 間 |                    |                                                                                                                                   | 3年以内           |                        | 助 成 期 間                                                                                                                                                                            | 3年以内                                           |                      | 助 成 期 間                                                                                                           | 3年以内           |                                                |  |  |  |
| 補助限度額   |                    |                                                                                                                                   | 12,500千円／年     |                        | 補助限度額                                                                                                                                                                              | 3,000千円／年                                      |                      | 補助限度額                                                                                                             | 3,000千円／年      |                                                |  |  |  |
| 業       | 共同ソフト事業助成          | 助 成 期 間                                                                                                                           | 5年以内           |                        | 助 成 期 間                                                                                                                                                                            | 5年以内                                           |                      | 助 成 期 間                                                                                                           | 5年以内           |                                                |  |  |  |
|         |                    | ※喫緊の課題として早急に取り組むべき事業を行う場合、当該費用を前倒して実施することができる。                                                                                    |                |                        |                                                                                                                                                                                    | ※喫緊の課題として早急に取り組むべき事業を行う場合、当該費用を前倒して実施することができる。 |                      |                                                                                                                   |                | ※喫緊の課題として早急に取り組むべき事業を行う場合、当該費用を前倒して実施することができる。 |  |  |  |
|         |                    | 【特別支援対象外の商店街】<br>馬場崎商店会、駅前商店会、わいち商店会                                                                                              |                |                        |                                                                                                                                                                                    |                                                |                      |                                                                                                                   |                |                                                |  |  |  |
|         |                    | 補助限度額                                                                                                                             | 1,500千円／年      |                        |                                                                                                                                                                                    |                                                |                      |                                                                                                                   |                |                                                |  |  |  |
|         |                    | 助 成 期 間                                                                                                                           |                | 5年以内                   |                                                                                                                                                                                    |                                                |                      |                                                                                                                   |                |                                                |  |  |  |

輪島市商工業課の資料から抜粋

### 3 震災後の輪島市における民宿業の状況

本項は、輪島市観光民宿組合（以下、民宿組合）および市内の民宿経営者3人から聞き取った内容を基にしている。

輪島市内の民宿では、震災による建物への被害がそこまで大きなものではなく、半壊以上の被害認定を受けた民宿はなかった。しかし先述のように、震災をきっかけにして2軒の民宿が廃業している。表1の傾向から考えると、いわゆるバブル崩壊以降の長期的な不況の中で生き残ってきた民宿（比較的続けようという意向が強かった民宿）が、廃業していることが分かる。したがって、震災による市内民宿業への影響が、決して小さいものではなかったといえる。廃業に至った背景には、次に挙げる三つの状況があると考えられる。

表6 輪島市における旅館および民宿の推移

| 年    | 旅館軒数 | 旅館収容人員数       | 民宿軒数  | 民宿収容人員数 |
|------|------|---------------|-------|---------|
| 1955 | 26   | —             | —     | —       |
| 1968 | 45   | 約 2,500-3,000 | 20-30 | 約 620   |
| 1977 | 52   | 4,014         | 151   | 5,170   |
| 1981 | 53   | 4,728         | 157   | 5,300   |
| 1988 | 46   | —             | 123   | —       |
| 1997 | 25   | 3,069         | 41    | 1,367   |
| 1999 | 20   | 2,619         | 37    | 1,215   |
| 2001 | 20   | 2,619         | 37    | 1,215   |
| 2003 | 20   | 2,619         | 37    | 1,215   |
| 2005 | 16   | 1,810         | 37    | 1,215   |
| 2007 | 16   | 1,726         | 37    | 1,122   |
| 2008 | 16   | 1,726         | 36    | 1,051   |

輪島市商工会議所（1955、1968、1977、1981、1988）、輪島市史編纂専門委員会（1976）、石川県（1998、2000、2002、2004、2006、2008、2009a）より作成

第一に、経営者および従業員の高齢化である。現在、輪島市内における民宿経営者のほとんどが60-70歳代である。その背景には、ほとんどの民宿で後継者がいないことがある。経営者および従業員の高齢化は、体力的な面、技術的な面、という二つの側面から民宿経営を危うくする。民宿組合の担当者<sup>7</sup>の経験上、70歳代になると民宿経営は難しいであろうという。また、情報化社会においては、民宿自身から情報を発信することが重要となっている。たとえば、インターネットの利用方法が分からない高齢者の経営する民宿では、インターネットによる宣伝を行えない上に、インターネット予約を受け付けられないため、宿泊客数がさらに減少する傾向にある。

第二に、輪島市内の民宿における階層分化である。輪島市では、約10年前から経営方針の面で二極化が進んでいると民宿組合の担当者はいう。一方は、宣伝活動やサービスの充実に費用と時間を割き、新しい試みを行っている民宿である。このような民宿には、民宿業を主な生業としているところ（専業民宿）が多い。また、最近建て替えを行ったところ、および経営者が若いところが多いという。もう一方は、宣伝活動やサービスの充実に費用と時間を割かず、新しい試みに乗り気でない民宿である。このような民宿には、民宿業以外にも主たる生業があるところ（兼業民宿）が多い。また経営者が高齢で、年金や子どもからの仕送りである程度生活できるところが多い。民宿組合の担当者によると、民宿組合で何か新しい取り組みを行う場合なかなか承諾してもらえない現状があるという。一般的に民宿業は家族経営が多く、経営基盤は脆弱であることが多い。ゆえに、何か新しい取り

<sup>7</sup> 組合の担当者自身も市内で民宿を経営している。

組みを始めるためには、民宿同士が連携する必要がある。同業者間の連携を成り立たせる上で、経営方針の二極化は障壁となりうる。すなわち、経営方針の二極化は観光地の減退に影響しているのである。全国的に長期化する不況の中、経営状況が芳しくない民宿をある程度は切り捨てることは、輪島市における民宿業を維持していく上でどうしても必要となってくるであろう。しかし、経営状況が芳しくない民宿にも多様な理由や傾向があるはずであり、それらを一概に不要な民宿として切り捨てることは、輪島市内における観光業の問題を十分に理解しないまま、問題でない部分までまとめて切り捨てることになる。これは、今後の観光業における問題を十分に理解し、改善策を練っていく上でマイナスとなるであろう。

第三に、輪島の民宿のそもそもの特性である。そもそも、輪島の民宿には兼業民宿が多い。1960年代に輪島が観光地化するさい、民泊から宿泊業を始めたところや、副業として民宿を始めたところが多いからである。兼業民宿の中には、民宿業以外の仕事である程度の収入を得られるため民宿としての営業努力を行わない人が多いという。しかし、民宿業以外の仕事だけでは建物を建て替える費用を捻出することが困難になっており、宿泊客数がさらに減少するのにともなって経営者自身が民宿業に関心を持たなくなる民宿も多いという。また、輪島において入込客数がピークであった時に合わせて民宿が増えたため、いわゆるバブル崩壊以降においては供給過多の状態に陥ってしまったことも、現在の民宿経営を難しくしている一因である。

第一の状況と第二の状況は、宿泊客数の減少という表面上の現象を通じて連関している。宿泊客数の減少によって民宿の経営が難しくなると、後継者が民宿経営に魅力を感じなくなり一部の民宿で経営者および従業員の高齢化が進む。一部の経営者および従業員の高齢化が進むと、輪島市内の民宿における階層分化が広がる。階層分化が広がることにより、民宿組合を挙げて新しい取り組みを行うことが困難になる。新しい取り組みを行えない観光地では宿泊客数が減少する。まさに負のスパイラルである（図4）。

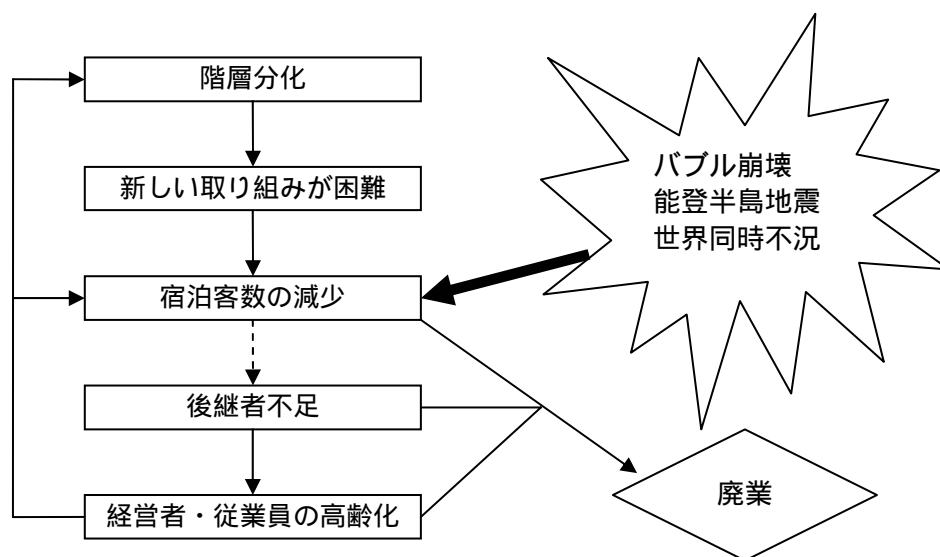


図4 輪島市内の民宿における負のスパイラル

では震災後、輪島市ではどのような観光業への支援が行われてきたのであろうか。先述の資料には記載されていなかったが、能登半島地震後、観光業には風評被害対策という名目で、「企業復興基金」から多額の支援金が供出されている。このため、多様な支援方法があったはずである。しかし、「企業復興基金」による観光業への支援金の多くは、宣伝事業や

PR 事業に使われている（表 7）。風評被害対策を行うことは、非常に重要である。しかし、宣伝や PR 事業を支援することによっては、階層分化という根本的な問題を改善できない。行政として民宿経営を直接支援しにくいことは分かるが、さらに別の方法を模索することが必要である。

しかし、民宿業の事例からは、問題解決能力も見出された。震災発生後まもなく旧友である設計士や大工に被害状況および補修の必要の有無を見てもらったという。地域内に存在する密接なネットワークにより、早期に復旧したことを宣言することが可能になった面もあるといえる。このようなネットワークは、観光施設の早期復旧という課題を解決する地域特性であると考えられる。

表 7 輪島市が関わった主な観光業支援事業（2007 年度-2008 年度）

| 2007 年度                          |                                                                                                    |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組み                             | 概要                                                                                                 |
| 観光施設等の被害状況と復旧状況の情報発信             | できるだけ早期に観光客の訪れを取り戻すために被害のない観光施設・宿泊施設が数多くこと、被害施設の復旧状況、およびアクセス道路の被害と復旧状況を輪島市ホームページに掲載し、日々最新情報の更新に努める |
| マスコミ報道による観光 PR の促進（フィルムコミッション事業） | 輪島の取材がよく多くなされるように、取材に対する現地での随行案内、道路調整、資料収集などの取材協力をはじめ、イベント情報などの情報発信を行うフィルムコミッション活動を行う。             |
| 復興キャンペーンの実施                      | 千枚田におけるイベント、御陣乗太鼓オープニングイベントおよび朝市復興感謝祭などを実施する。                                                      |
| 旅行会社タイアップ事業                      | 各種旅行会社とタイアップを行うことにより、輪島の旅行商品の造成、PR の企画を促し、輪島送客を図る。                                                 |
| 復興キャンペーン支援事業                     | 各種団体が行う復興キャンペーンを支援する。                                                                              |
| 2008 年度                          |                                                                                                    |
| 取り組み                             | 概要                                                                                                 |
| 能登ふるさと博の実施                       | 石川県による復興キャンペーンへの協力（市内でのイベント開催など）。                                                                  |
| 水森かおり「輪島朝市」の応援                   | 楽曲「輪島朝市」の PR を行う（市内でのイベント開催）                                                                       |
| 輪島市観光協会、輪島商工会議所、輪島市と協調による観光 PR   | 今まで以上に輪島市観光協会、輪島商工会議所観光部会、輪島市観光課が観光振興に係る活動を協調して行うことで、資金および人員の効率化、事業効果の拡大を図る。                       |
| フィルムコミッション活動                     | 前年度からの継続。                                                                                          |

#### 4 輪島市における漆器産業の状況

この事例は、輪島市商工業課、輪島漆器商工業協同組合（以下、漆器組合）および輪島塗の職人 3 名（塗師、木地師、蒔絵師<sup>8</sup>）から聞き取った内容を基にしている。

<sup>8</sup> 2007 年時点で、輪島塗には 11 の職種（上塗、下塗、研物、椀木地、指物木地、曲物木地、朴木地、呂色、蒔絵、沈金、外箱）が存在する。四種の木地は木地を作り加工する工程を、上塗・下塗・研物は塗り工程を、呂色・蒔絵・沈金は加飾工程を、それぞれ担当する。塗り工程を担当する人々を塗師という。塗師屋は、輪島漆器の塗り工程だけでなく、販売、企画デザインなどを

まず、復旧過程について見ていく。

輪島市における漆器産業は、「企業復興基金」の支援事業において重点支援産業の一つとされており、多くの支援を受けている。商工業課の担当者によれば、2008 年度末時点で 78 件中 43 件（55.1%）が再建済みで、10 件が再建予定であるという。市内の業者では震災を機に 3 件が廃業したという。また、震災以前から副業を行っており輪島漆器産業の業者として再建するかどうか分らないところが 5 件あるという。漆器組合の担当者によれば、蔵が全壊でも再建したところもあったという。再建しようとした業者のほとんどは、現在までに再建のめどが立っているという。輪島漆器業者の建物への被害状況は、表 8 に示すとおりである。

表 8 輪島漆器業者の建物への被害（2008 年 12 月時点）

|       | 建物の種類 |        |       |      |
|-------|-------|--------|-------|------|
|       | 店舗（軒） | 作業所（軒） | 倉庫（軒） | 蔵（軒） |
| 全壊    | 12    | 19     | 10    | 25   |
| 大規模半壊 | 4     | 3      | 2     | 7    |
| 半壊    | 22    | 14     | 2     | 8    |
| 一部損壊  | 177   | 170    | 55    | 18   |
| 計     | 215   | 206    | 69    | 58   |

輪島漆器商工業協同組合の資料より作成

表 8 から分かるように、輪島漆器産業では、地震による土蔵への被害が大きかった。土蔵は、塗り過程において作業所兼保管庫となる。土蔵は湿気および温度の調整や防塵に適した場所であり、塗り過程において重要な場所となっている。しかし、土蔵は建物の性質上地震には弱く、倒壊することや外壁が落ちることが多かった。さらに、「NPO 法人輪島土蔵文化研究会」からは、土壁に編み込む縄の量も少なく、締め方も非常に簡易なものであるなど、施工当時から左官技術面での問題があったことが報告されている<sup>9</sup>。また、再建にも多大な費用と時間がかかる。歸山（2008: 20-21）の報告によれば、塗師が使用している蔵（塗師蔵）を一軒再建するには 4000 万円から 5000 万円の費用、のべ 1000 人の人手と二年間の歳月がかかるといわれている。事実、漆器組合への聞き取り調査では、「企業復興基金」により多くの事業所が支援を受けたが、再建への支援金が少ないという意見が組合員の中から出ていていることが分かっている。また、商工業課の担当者によると、複数の蔵を持っている輪島塗の店舗では資金繰りが難しく、当面は店舗や蔵を応急修理するに留めるところもあるという。

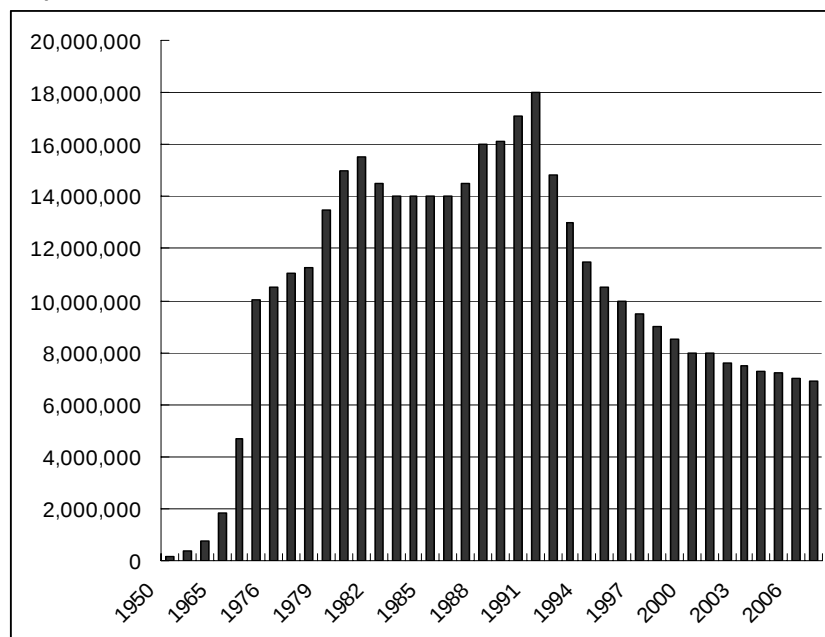
次に、震災後の復興過程について見ていく。復興過程では、次に挙げる二つの問題が生じた。

第一に、出荷数の減少である。聞き取りを行った職人たちは、木地師で震災後 6 ヶ月、塗師と蒔絵師で震災後 1 年ほどは、通常よりも明らかに注文数が少ない状態であったという。震災発生後の風評、不況など、様々な要因が重なったのではないかと漆器組合の担当者や職人たちは考えている。漆器組合では、震災後も通常通りの質で輪島塗を生産できることを PR することで、「震災により輪島塗を生産できない」「現地に行っても良い品がない」といった風評を払拭するための宣伝事業を行った。宣伝事業には、「企業復興基金」からの多額の支援金が出ている。ただし、注文数の減少自体は、1993 年ころ（バブル崩壊後 1-2 年）には顕在化してきていたと漆器組合の担当者はいふ。参考までに、輪島市における漆器産業の生産額の推移を示す（図 5）。

担当する職種であり、輪島漆器産業の核となっている（輪島漆器商工業協同組合 2007: 5-6）。

<sup>9</sup> 2009 年 12 月 5 日、金沢において行われた被災地交流国際シンポジウムで配布された資料（水野雅男「能登半島地震の被災地輪島における土蔵修復 NPO によるまちづくり」）を参照した。

(単位：千円)



輪島漆器商工業協同組合の資料より作成

図5 輪島市における漆器産業の生産額の推移

第二に、階層分化の拡大である。階層構造の様相は二つある。

一つ目は、販路に関する経営方針の階層分化である。一方は、販路拡大に積極的な業者である。このような業者には、戦後から商売を始めた塗師屋や、蒔絵師および沈金師が多いと漆器組合の担当者はいう。戦後から商売を始めた塗師屋は、創業以来地域外への販路開拓に積極的であり近年の百貨店の衰退を受け新しい販路を開拓せざるをえなくなっている。蒔絵師や沈金師には、自分の製作物がそのまま売り物になるので、展覧会に参加したりや個展を開く職人が多い。もう一方は、販路拡大に積極的でない(あるいは積極的になれない)業者である。このような業者には、木地師など自分の製作物だけでは売り物にならない職人や、老舗の塗師屋が多い。老舗の塗師屋は、他の業者とのテリトリーを意識せざるをえない場合が多いという。

二つ目は、意見の階層分化である。一方は、新商品開発を重視する立場である。には、自分が持っている技術が新商品開発に活かしやすい職人が含まれる傾向にある。今回聞き取りを行った職人の中では、木地師と蒔絵師が含まれる。もう一方は、伝統的な輪島塗を重視する立場である。には、自分が持っている技術が新商品開発に活かしにくい職人が含まれる傾向にある。今回聞き取りを行った職人の中では、塗師(下塗り工程担当)が含まれる。

ただし、一つ目の様相において 寄りの方針を取る業者が、二つ目の様相においては 寄りの立場を取ることがあることに注意が必要である。また、一つ目の様相において 寄りの方針を取る業者が、二つ目の様相においては 寄りの立場を取ることがあることに注意が必要である。

以上のような組合員の間における階層分化は、震災以前からあったと漆器組合の担当者はいう。しかし、「企業復興基金」により宣伝事業や新商品開発への支援が行われるようになると、の経営方針や立場を取っていた業者がさらに活発となり、の経営方針や立場を取る業者との意識の違いがさらに広がっている感覚があると、漆器組合の担当者や塗師は述べている。

また、震災とは直接関係しないが、後継者不足という問題が輪島漆器産業にもある。輪島漆器商工業協同組合が 2009 年に実施した調査によれば、回答のあった 426 人の事業主のうち、79.6%で後継者がいないことが分かっている。後継者がいないことは、家族経営の多い輪島における漆器産業（須山 2004、輪島漆器商工業協同組合の調査より明らかな）にとって二つの意味で大きな問題となる。第一に、労働力の不足という問題である。第二に、経営者の体調悪化や業績不振による兼業化、廃業という問題である。

以上のように、震災後の輪島漆器産業でも、民宿業における状況と類似した構造が見られる。図 4 の「宿泊客数の減少」を「売上の減少」に置き換えると、輪島漆器産業の状況になる。そもそも輪島漆器産業は、高度な専門性と分業体制によって成り立っており、ある職種に従事する者が減少することは、他の職種における衰退にもつながる。したがって、職種間での意見の相違は、輪島漆器産業にとって致命的なものとなる。階層分化の原因を、単に職種や開業時期、経営方針の問題と割り切ってしまうことは、問題の本質を見落とし、適切な振興策を取り損ねることにもつながる。したがって、輪島漆器産業においても、階層分化の様相をよく理解した上で、現状により適した対策を取っていく必要がある。

## 5 おわりに

まず、民宿業の問題について言及する。民宿組合の担当者だけでなく、聞き取りを行った 3 人の民宿経営者全員が、輪島の民宿業は転換期を迎えていると考えている。転換期において新しい取り組みを行いにくいのは、大きな問題である。まずは、階層分化の状態を緩和する必要がある。そのためには一度、「持続可能な民宿業を営むためにはどうしたらよいか」という問題に組合員の全員が立ち返って議論を行うべきである。つまり、後継者不足等の問題を、一軒の民宿内の問題として考えるのではなく、観光地全体の問題として考えるのである。議論のためには、全体の音頭を取る人物も必要となるであろう。そのような人物は誰なのか、もう一度災害からの復興過程を見直しながら、考察する必要がある。

次に、輪島漆器産業について言及する。今回聞き取りを行った 3 人の職人の意見は、「産地を守りたい」「技術を守りたい」という点で一致していた。輪島漆器産業も、民宿業同様、転換期に来ている。ゆえに、輪島漆器産業でも階層分化の状態を緩和する必要がある。そのためには、「産地や技術を持続可能にするためにはどうしたらよいか」という問題に職人全員が立ち返って議論を行うべきである。つまり、後継者不足等の問題を、一業者の問題として考えるのではなく、産地全体の問題として考えるのである。こちらの議論においても、全体の音頭を取る人物も必要となるであろう。そのような人物は誰なのか、もう一度災害からの復興過程を見直しながら、考察する必要がある。

今後の研究では、さらに深く問題の背景を探るとともに、復旧・復興過程におけるポジティブな面に注目する。たとえば、各民宿や各漆器業者で、震災後に宿泊客数や注文数が回復し始めたころにどのような対応を行っていたかを調査する。調査を通じ、震災以前から続く長期的な問題に対して、震災を契機として問題解決の手段が生じてくるかどうかを見る。また、「企業復興基金」による支援事業が、なぜ宣伝事業や PR 事業に重点を置かざるをえなかったのかを調査する。「企業復興基金」を構想する過程において、どのような人がどのように関わったのかをもう一度詳細に見る必要がある。

## 〔参考文献〕

- 石川県, 1998, 『統計からみた石川県の観光（平成 9 年）』。  
———, 2000, 『統計からみた石川県の観光（平成 11 年）』。  
———, 2002, 『統計からみた石川県の観光（平成 13 年）』。  
———, 2003, 『統計からみた石川県の観光（平成 14 年）』。

- , 2004, 『統計からみた石川県の観光（平成 15 年）』.
- , 2006, 『統計からみた石川県の観光（平成 17 年）』.
- , 2008, 『統計からみた石川県の観光（平成 19 年）』.
- , 2009a, 『統計からみた石川県の観光（平成 20 年）』.
- , 2009b, 『平成 19 年能登半島地震災害記録誌』.
- 歸山亜紀, 2008, 「輪島塗に与えた影響」溝部明男・轟亮編『能登半島地震の産業等への影響に関する社会調査研究』2007 年度地域課題ゼミナール成果報告書. 溝部研究室: 20-22.
- 宮入興一, 2007, 「過疎地域における災害復興の課題と展望—能登半島地震災害を事例として—」愛知大学中部地方産業研究所編『年報・中部の経済と社会』2007: 73-95.
- 溝部明男, 2008, 「市役所訪問——市役所総務課にて」溝部明男・轟亮編『能登半島地震の産業等への影響に関する社会調査研究』2007 年度地域課題ゼミナール成果報告書. 溝部研究室: 3-8.
- 新潟県, 2008, 「新潟県中越大震災による被害状況について(第 173 報)」  
([http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML\\_Article/173,2.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/173,2.pdf): 2010/01/20 閲覧).
- 須山聡, 2004, 『在来工業地域論——輪島と井波の存続戦略』古今書院.
- 輪島漆器商工業協同組合, 2007, 『輪島塗ガイドブック』輪島漆器商工業協同組合.
- 輪島市史編纂専門委員会, 1976, 『輪島市史』石川県輪島市役所.
- 輪島市商工会議所, 1955, 『輪島商工名鑑（1955 年版）』輪島市役所商工水産課.
- , 1968, 『輪島商工名鑑（昭和 43 年版）』輪島市商工会議所.
- , 1977, 『輪島商工名鑑（1977 年版）』輪島市商工会議所.
- , 1981, 『輪島商工名鑑（1981 年版）』輪島市商工会議所.
- , 1988, 『輪島商工名鑑（1988 年版）』輪島市商工会議所.